

## コロナ禍におけるのりあい交通の運行について

白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス  
新型コロナウイルス対策臨時増車運行業務事業  
(案)

## 1 事業の背景

現在、「のりあい交通」は、新型コロナウイルス感染防止対応として、次の対応をして運行をしている。

- (1) 乗務員のマスク着用の徹底
- (2) 手洗い、手の消毒の徹底
- (3) 乗客後者後のシート等の清掃

しかし、セダン型車両 2 台で運行しているため、午前中の便に利用が集中し、この時間帯は、のりあい乗車の率が高くなる傾向にあり、「3密」の状況によるリスクは避けられないところである。

これに加え、新型コロナウイルス感染症対策による外出の自粛から、2月から5月にかけての利用者は激減をしており、一度、落ち込んだ利用を再び喚起する必要がある。

## 2 事業目的

- (1) 新型コロナウイルス対策として乗客や乗務員の安全を守るための運行形態として実施する。
- (2) 落ち込んだ利用を喚起し、利用促進を図る。

## 3 事業実施概要

市から運行のための補助金を受け、「白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス新型コロナウイルス対策臨時増車運行業務事業」を実施する。

運行については、白岡市のりあい交通の運行車両を、臨時便として1台増車し、新型コロナウイルスから乗客や乗務員の安全を守るとともに、のりあい交通の利用促進を図るための運行を実施する。なお、増車については、1便から4便までとする。

## 4 実施内容

## (1) 事業形態

- (ア) 市が「のりあい交通」の運行資金もとである、地域公共サービス構築事業において、増車に要する経費を、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業として予算化する。

(イ) 「のりあい交通」は、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会が契約主体となり昭和タクシーに運行委託しているため、臨時便の運行に当たり、増車に要する経費を、市は白岡市地域公共交通確保維持改善協議会に補助金として支出する。

(2) 市の予算科目

款 : 総務費  
項 : 総務管理費  
目 : 企画費  
事業 : 地域公共交通サービス構築事業  
細事業 : 地域公共交通サービス構築事業  
節 : 負担金、補助及び交付金  
細節 : **補助金（新設）**

(3) 運行期間

令和2年9月1日から令和3年3月31日まで（7か月間）

(4) 契約形態

本業務は、白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務の増車であることから、現運行業務を委託している昭和タクシー株式会社と随意契約により1社見積りで契約を締結するものとする。

※ 地方自治法施行令第167条の2第2項  
白岡市契約規則第21号第2項第3号

(5) 契約事業者

昭和タクシー株式会社

(6) 仕様内容

別資料として添付する。

(7) その他

(ア) 本事業は、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を国から交付されることから、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の対象外とする。

(イ) 本事業の仕様内容を文書開催の会議で決定後、その仕様内容に基づき見積りを徴し、契約締結を進ませさせていただきます。契約金額等については、8月19日の会議において報告させていただきますので、御了承ください。